富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この実施要領は、富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務（以下「本業務」という。）の委託先を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

２　委託業務の概要

(1) 委託業務名
富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務委託

(2) 業務内容
別紙１「富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間
契約締結日から令和９年２月 26 日（金）まで

(4) 予算額（業務委託費の上限）
金 1,540,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。
（上記予算額は、契約時の予定価格を示すものではない。）

３　実施スケジュール

(1) 質問書 提出期限	令和８年８月 17 日（月）午後５時【必着】
(2) 参加申込書 提出期限	８月 21 日（金）午後５時【必着】
(3) 企画提案書等 提出期限	８月 28 日（金）午後５時【必着】
(4) 審査結果の通知・契約候補者の決定	９月中旬（予定）
(5) 契約締結	９月中旬（予定）

４　参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 富山県との打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
(2) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
(3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
(4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
(5) 次のいずれにも該当しないこと
① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号

に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者

⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当する者

⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第４項に規定する接待飲食業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている者

⑫ 県税を滞納している者

⑬ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第１項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）

⑭ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

５　プロポーザル参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類　プロポーザル参加申込書（様式１）

(2) 提出期限　令和８年８月 21 日(金)午後５時【必着】

(3) 提出方法　電子メール

件名は「**【参加申込】富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務**」とすること。

参加申込を受付した場合は、受付した旨の通知メール（以下「受付完了メール」）を送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

(4) そ の 他　参加申込書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、令和８年８月 28 日(金)午後５時までに辞退届（様式任意）を提出すること。(提出方法は参加申込と同様)

６　質問の受付・回答

プロポーザルに関し質問がある場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類　プロポーザル質問書（様式２）

(2) 提出期限　令和８年８月 17 日(月)午後５時【必着】

(3) 提出方法　電子メール

件名は「**【質問】富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務**」とすること。

質問を受付した場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

(4) 回　　答　質問に対する回答は、令和８年８月 21 日(金) までに、全ての参加者に電子メールにて通知する。

(5) そ の 他　以下の質問は受け付けないこととする。

・電話又は口頭による質問
・評価基準の配点に関する質問
・参加申込みの状況など、他の事業者に関する質問
・その他、不適切又は無関係な質問

７　企画提案書の提出

参加申込書を提出した者（以下「参加者」という。）は、別紙１「仕様書」等を踏まえ、下記により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

別紙１「仕様書」や別紙２「審査基準」を参照のうえ、提案すること。

提案書には、実施フロー・スケジュール、業務の具体的な実施方法を盛り

込むこと。

②経費見積書（任意様式）

見積金額及びその内訳を記載すること。

③業務実施体制（任意様式）

責任者氏名及び職務履歴、人員配置・実施体制について記載すること。

④会社概要・業務実績（様式３）

(2) 提出期限 令和８年８月 28 日(金)午後５時【必着】

(3) 提出方法 電子メール

件名は「**【企画提案書】富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務**」とすること。

企画提案書を受付した場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

(4) 形式等 ファイル形式は PDF とし、原則として１ファイルにまとめること。ファイルサイズが 20MB を超える場合は、事前に連絡のうえ、提出方法について別途の指示に従うこと。

(5) 留意事項

・企画提案書は参加者１者につき１案のみとする。

・提出された企画提案書は返却しない。(審査の結果に関わらず、電子データは県において必要な期間保存するものとする。)

・業務委託の契約候補者（以下「候補者」という。）に選定された企画提案書の内容は、委託業務の目的の範囲内において、県は無償で使用する（素材として一部を流用又は加工する場合を含む）ことができるものとする。

・第三者（受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること。

・提出された企画提案書の内容について、内容の確認及び追加資料の提出を求める場合がある。

８ 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書等の内容を書面により審査し、事業の実施に適切な参加者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙２「審査基準」のとおり

(3) 審査結果

参加者に対し、後日書面により通知する。なお、決定の経緯、決定理由等に関する問合せには応じない。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合は、候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

① 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合。
③ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
④ その他、本実施要領に違反する行為があった場合。

９　契約の締結

(1) 候補者に選定された者と仕様書等について協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。
(2) 候補者との協議が不調となった場合は、８の審査において次点の評価を得た者と協議を行う。
(3) 契約金額は、原則として、提案された見積額の範囲内とする。

10　その他

(1) 企画提案書作成等のプロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。
(2) 各種書類を電子メールにより提出する際は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てとすること。
(3) 受託者は、委託業務を行うにあたり、本県の同意なく、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11　提出先・問合せ先

富山県 農林水産部 農産食品課 食品安全係（担当：野田、本多）
〒930-0004 富山市桜橋通り５番13号　富山興銀ビル10階
TEL：076-444-8816/ FAX：076-444-4410
E-mail：anousanshokuhin@pref.toyama.lg.jp